

## 税務署申告会場への来場を検討している皆さんへ

新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大しています。申告会場での感染リスクを軽減するため、皆さんのご協力をお願いします。

### ◆密を避ける

スマホ・パソコンから  
e-Taxで電子申告



**自宅**から**申告**できます！

自宅から、電話やチャットボットを利用して申告相談をすることができます。e-Taxで分からないことがある場合も電話で相談できますので、ぜひこの機会にお試しください。



確定申告書等作成コーナー

### ◆密をつくらない

確定申告会場への入場には  
整理券が必要

※市の申告相談とは異なりますのでご注意ください



**各会場**で**当日配布**します

当日の入場整理券は、午前8時30分から各会場に配付します。なお、枚数に限りがあるため、後日の来場をお願いする場合があります。

**LINE**で**事前発行**もできます

国税庁LINE公式アカウントを友だちに追加することで、入場整理券を事前発行することができます。



国税庁LINE公式アカウント

### 来場にあたってのお願い

- ・来場の際はマスクを着用して、入口などでアルコール消毒液をご利用ください。
- ・入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合などは、入場をお断りさせていただきます。

### 市税の口座振替をご利用ください

市税の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）制度をご利用ください。

納期ごとに金融機関などへ出向かなくても、自動的に預貯金から納税できます。忙しい人、留守がちな人には特に便利です。

手続きは、税務課、各支所・出張所、市内の金融機関の窓口で随時受け付けています。口座番号を確認できるものと通帳印を持参し、窓口へ備え付けの口座振替依頼書を提出してください。

☎税務課 0869-22-1114

## 廃車などの手続きは3月末までにしましょう



軽自動車税（種別割）は、4月1日の所有者（使用者）に課税されます。廃棄、譲渡などをして現在所有していない車両は、下表により3月末までに廃車または名義変更の手続きをしてください。

☎税務課 0869-22-1114

車種	手続き場所・問い合わせ先	手続きに必要なもの
三輪四輪の軽自動車	(一社) 全国軽自動車協会連合会岡山事務所 岡山市北区久米177-3 ☎050-3816-3084	印鑑、検査証、住民票、ナンバープレート（廃車時）など ※手続き内容により必要なものが異なりますので、事前に問い合わせ先へ確認することをお勧めします。
軽二輪（125ccを超え250ccまで）	中国運輸局岡山運輸支局 岡山市北区富吉5301-5 ☎050-5540-2072	
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）		
原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、小型特殊自動車（農耕用・その他）	■手続き場所 市民課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所 ■問い合わせ先 税務課 ☎0869-22-1114	・名義変更（市内同士の場合） 印鑑、譲渡証明書または名義変更届、標識交付証明書 ・廃車 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書 ※免許証などの身分が確認できるもの



# 申告や税などに関する 情報あれこれ

### 確定申告Q&A



**質問** 医療費控除の申告は？

令和2年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除は受けられますか。

**答え** 所得金額によって受けられる場合があります

医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額を超える額が対象となります。

なお、申告した医療費控除は支払った医療費が還付されるのではなく、所得控除となります。そのため、所得税が源泉徴収されていない場合、還付される金額はありません。市県民税が課税される場合には、市県民税の税額が減額になる場合があります。※インフルエンザの予防接種など疾病の治療以外にかかった費用は対象になりません。また、高額療養費や保険金などで補てんされた金額は差し引いてください。

**質問** 障害者手帳での控除は？

障害者手帳を持っています。控除の対象になりますか。また、扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が受けられますか。

**答え** どちらも対象になります

障害者控除の対象になります。年末調整の際に勤務先へ申請していただけたら、また年金受給者などで障害者控除を受けていない人は、申告の際に手帳をお持ちください。

☎0869-22-1114

### 国民健康保険税などの申告

国民健康保険に加入している世帯や、後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上の人）または介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）がいる世帯の人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料算定のため、所得の有

無にかかわらず申告してください。

国民健康保険税は、所得が一定水準に満たない場合は軽減措置が受けられますが、未申告の人がいた場合には所得が把握できないため、軽減が受けられないことがありますのでご注意ください。

☎0869-22-1114

### 「一時所得」「雑所得」の申告

令和2年中に満期や解約のあった生命保険や損害保険などは、「一時所得」に該当しますので、場合によっては申告が必要です。また、公的年金などのほかに、個人で掛けている郵便局や農協、生命保険会社などの年金は、「雑所得」として申告が必要です。郵便局や農協、生命保険会社などから「年金支払のお知らせ」が届いていないか、ご確認ください。

☎0869-22-1114

要介護認定を受けている人の障害者控除

要介護認定を受けている人は、その認定状況により、所得税・市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。該当する場合は、申請をしてください。

☎0869-22-1114

### 申請方法

障害者控除対象者認定書交付申請書はいきいき長寿課、市民課、牛窓支所、裳掛出張所にあります（市ホームページからもダウンロード可能）。申請書に必要事項を記入、押印の上、提出してください。※障害者控除対象者認定書の交付には約10日かかります。令和2年12月31日の時点で障害者手帳を持っている人は、手帳により障害者控除を受けることができます。

☎0869-26-5948  
HP <http://www.city.setouchi.lg.jp/>